

第4章 災害時の活動

I. 地震

1. 時間的な経過と地震災害時の防災活動

災害時の活動は、災害発生からの時間の推移により変化するため、時期に応じた確かな活動を行う必要があります。地震発生時にとるべき行動を時系列で示しますので、確認しておきましょう。

時系列	各個人の行動	自主防災組織の活動
地震の警戒期	発災時に向けた準備 ・テレビ・ラジオ等による情報収集 ・屋内外の危険箇所の点検、備蓄品・非常持ち出し品の準備	自主防災組織の本部設置 ・情報の入手 ・災害危険箇所等の巡視
地震の発生 (緊急地震速報の発表) 0分	身の安全の確保 ・丈夫な机の下などに隠れる ・火の始末(可能な場合) ・ドア等を開け、逃げ道の確保	自身と家族の安全確保
揺れが収まった 1～2分	家族の安全を確認 <土砂災害などの危険がある場合は直ちに避難> (避難の際にはガスの元栓を閉め、ブレーカーを落とす)	土砂災害などからの迅速な避難誘導
3分	隣近所の安全を確認 ・みんな無事か ・近所に火は出していないか ・漏電・ガス漏れ・余震に注意	救出活動 初期消火活動 近隣での助け合い ・隣近所で声を掛け合う ・出火の際には初期消火活動を実施
5分	ラジオや同報無線等により情報収集	情報の収集及び伝達 ・地区内の被害状況の収集 ・消防署等へ通報 ・地区の被害状況を市(支所)へ連絡
10分～数時間	避難 住民自治協議会・自主防災組織の活動への協力 ・非常持ち出し品の持参 ・避難の際にはガスの元栓を閉め、ブレーカーを落とす ・自主防災組織の指示に従う	住民の避難誘導活動 避難行動要支援者の避難支援 負傷者の手当・搬送
～数日	住民自治協議会・自主防災組織の活動への協力 ・秩序ある避難生活	避難所運営 炊き出し等の給食・給水活動 ・市及び関係機関の情報伝達 ・物資配分、物資需要の把握 ・避難行動要支援者への配慮

2. 情報の収集及び伝達

■ 屋外拡声子局の使い方

危険地区や避難場所等に設置されている防災行政無線屋外拡声子局（スピーカー）は、災害時に地区の住民に緊急に伝達を必要とする場合に、スピーカーとして使用することができます。次の要領に従って、落ち着いて放送を行ってください。（平常時の連絡等には使用できません）

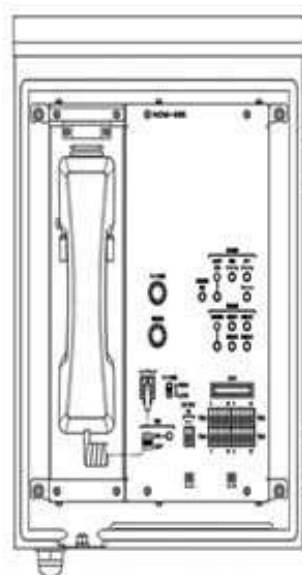
○緊急時の放送要領（サイレン放送）

- ①屋外拡声子局の「外部接続箱」を開ける（中に操作手順書があります）
- ②「AMP ON」ボタンを押す
LED が点灯します
- ③「サイレン」ボタンを押す
（4秒吹鳴、「サイレン」ボタンを押している間サイレンが鳴る）
- ④「サイレン」ボタンから手を離す
- ⑤ハンドセット（マイク）をとり、ハンドセットのグリップについているプレススイッチを押しながら放送する
※放送者と放送の対象者をはっきり伝える
（放送文例「こちらは〇〇自主防災組織です。〇〇区の皆さんにお知らせします。…（用件）…。繰り返します…。」）
- ⑥事後処理として、放送日時、放送内容などを「放送申請書」に記入し、市危機管理防災課へ提出する

○防災行政無線の設備概要



屋外拡声子局



外部接続箱の内部操作部

II. 風水害・土砂災害

1. 時間的な経過と風水害・土砂災害時の防災活動

地震災害時の活動と同様に、風水害・土砂災害時においても時期に応じた的確な活動が求められます。地震と異なり、風水害・土砂災害は発生までにある程度の時間があるため、早期に情報伝達や避難といった行動をとり、大規模な被害が及ぶ危険を避けるようにしましょう。風水害・土砂災害発生時にとるべき行動を時系列で示しますので、確認しておきましょう。

時系列	各個人の行動	自主防災組織の活動
風水害・土砂災害の警戒期	発災時に向けた準備 ＜洪水や土砂災害の危険がある場合は避難を開始＞ ・テレビ・ラジオ等による情報収集 ・屋内外の危険箇所の点検、備蓄品 ・非常持ち出し品の準備 ・避難に向けた準備	自主防災組織の本部設置 浸水防止の対策 ＜洪水や土砂災害の危険がある場合は避難誘導を開始＞ 避難行動要支援者の避難支援 ・情報の入手 ・災害危険箇所等の巡視 ・土のう積みなど
風水害・土砂災害の発生直後	直ちに避難 ・非常持ち出し品の持参 ・避難の際にはガスの元栓を閉め、ブレーカーを落とす ※災害の状況によっては、屋外に避難するよりも、例えば建物の2階以上に避難するほうが安全な場合がある（垂直避難）。	住民の避難誘導活動 ・避難行動要支援者の避難支援
～数時間	住民自治協議会・自主防災組織の活動への協力 ・住民自治協議会・自主防災組織の指示に従う	水防活動 救出活動 負傷者の手当・搬送 情報の収集及び伝達 ・土のう積みなど ・地区内の被害状況の収集 ・消防署等へ通報 ・地区の被害状況を市（支所）へ連絡
～数日	住民自治協議会・自主防災組織の活動への協力 ・秩序ある避難生活	避難所運営 炊き出し等の給食・給水活動 ・市及び関係機関の情報伝達 ・物資配分、物資需要の把握 ・避難行動要支援者への配慮

2. 情報の収集及び伝達

■ 情報の収集と伝達

風水害・土砂災害では、被害の及ぶ危険性が現れる前に、早い段階で避難を開始できるかがポイントとなります。このため、危険が迫っているとの情報を把握したら、速やかに住民に伝達するようにしてください。また、風水害・土砂災害時の避難に関する避難指示などの情報は、防災行政無線や広報車の音が雨音でかき消されるなどして住民に伝わらない場合もあります。そのため、住民自治協議会・自主防災組織が早目にこうした情報を住民に伝える必要があります。

○伝達すべき災害情報

気象庁・気象台が発表する情報

- ・気象注意報（大雨や洪水、強風、雷等）
- ・気象警報（大雨や洪水、暴風等）
- ・台風情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・大雨特別警報

避難に関する情報

- ・警戒レベル3 高齢者等避難
- ・警戒レベル4 避難指示
- ・警戒レベル5 緊急安全確保

その他

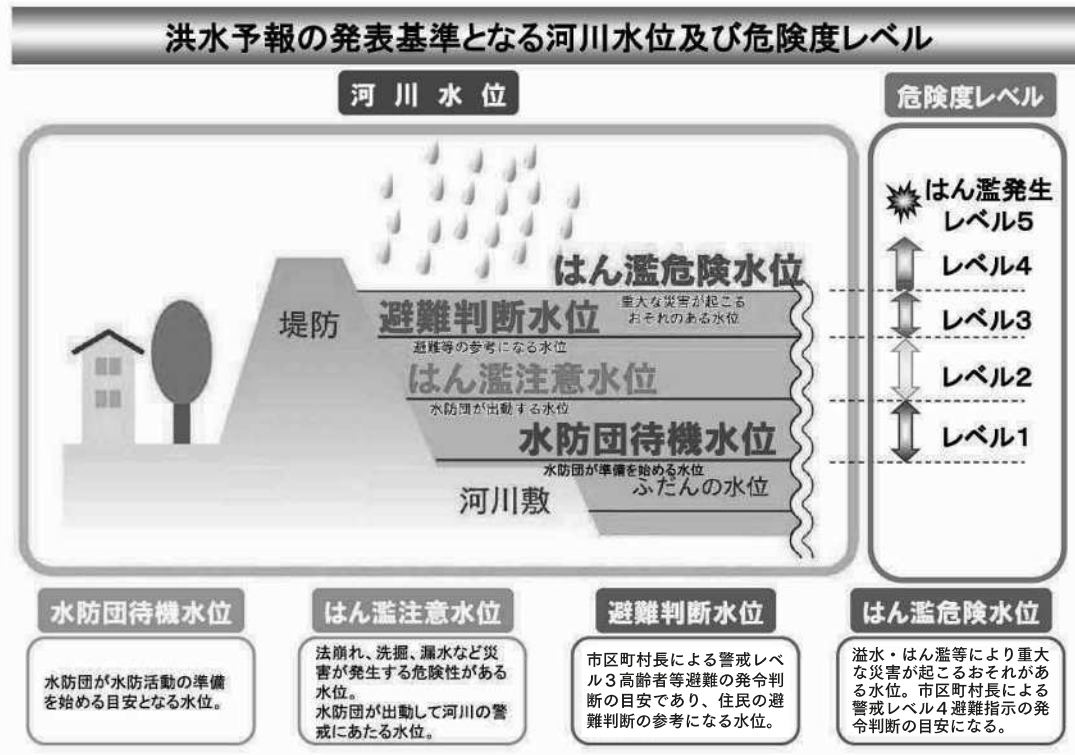
- ・市や消防機関からの情報
- ・河川管理者からの情報 など

（災害情報の詳細については、第2章「2. 風水害」又は「3. 土砂災害」を参照）

■ 河川水位と危険性

河川の水位は、その危険度に応じて名称がついています。下図を見て、用語の意味

や危険性、水防活動の内容等について、学んでおきましょう。



3. 浸水防止の対策

台風や大雨による浸水被害を少しでも軽減するためには、日頃からの備えが重要です。

浸水が予想される地域や、大雨が降ると浸水しやすい場所、道路などから水が敷地内へ流れ込んでしまうような場所、また、地下室・地下駐車場をお持ちの方などは、雨の状況や気象の変化に注意しましょう。

浸水の危険がある場合は、隣近所や自主防災組織と協力して土のうを積むなど、早めに浸水被害を防止する対策を実施しておきましょう。

■ 普段の備え

地域ですばやい対応がとれるよう、地域や個人が使用する土のうは事前に準備しておきましょう。また、自主防災組織などは防災訓練を通して防災力を向上させるためにも、訓練で作成した土のうを地域内で備蓄しておきましょう。

■ 土のうについて

水害時の緊急対応土のうは、支所や消防署（分署）などに配備していますが、住民の皆さんが大雨等による浸水防止手段（あくまでも小規模水害で水深の浅い初期段階の手段）として土のうが必要な場合は、行政連絡区の代表者（区長）を通じて支所や消防署などに連絡していただければお分けします。地域で協力し合い、配備場所まで土のうを取りに来ていただいた上で必要な場所に積んでください。

【土のう配布時の注意事項】

- 土のうが必要な場合は、地域や自主防災組織単位で要望してください。
- 土のうが必要な場合は、行政連絡区の代表者（区長）を通じて、管轄の支所や消防署等に必要数等を電話で連絡の上、車等で取りに来てください。また、土のうを積む作業も地域で協力しましょう。

- 土のうは、濡れたり、砂などが付着している場合がありますので、荷台に敷物等を敷いてください。
- 配布した土のうの回収はしませんので、再利用又は各自で処分してください。
- 土のうは、約 45cm×30cm×15cm で約 15kg です。

※土のう等配備場所（資料 5 参照）

※市の防災備蓄倉庫及び中山間地域の支所などにも、土のう用の空袋（砂は入っていません）やスコップなど必要な資機材が備蓄されていますので、これらを活用してください。（資料 4 参照）



土のう積みの様子¹⁴

■ 土のうの代用品

どうしても土のうの準備が間に合わない場合には、家庭にある物を使って対応する方法があります。

ただし、この方法は水深の浅い小規模な水害や浸水の初期の段階で行うものであり、雨量や浸水の状況を見極め、避難するタイミングを失わないように注意することが大切です。

対応方法の詳細は、「防災訓練実施マニュアル」の「簡易水防工法」ページをご覧ください。

¹⁴ 長野市ホームページ（フォトニュース NAGANO）
<http://www.city.nagano.nagano.jp/site/kouhounagano/23297.html>

Ⅲ. 避難

1. 避難誘導

■ 避難の判断基準

災害が発生した場合、避難が必要かどうかは、①地区の特性、②住宅の被害状況、③周囲からの危険（延焼・隣接ビルの倒壊など）が迫っているか等を考慮して判断します。

なお、災害対策基本法に基づき、市長が避難情報を発令した場合には、必ず発令の内容に従って行動してください。

市長から発令される避難情報には、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の３種類があります。これらは、必ずしも段階的に発令されるわけではありませんので、注意してください。

実災害時に、効果的に避難を行うためには、訓練を行うことが重要です。訓練の実施方法やポイントは、「防災訓練実施マニュアル」をご覧ください。

2. 避難所の開設・運営

■ 避難所の機能・役割

避難所は、災害の直前又は直後において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、更に災害の規模や被害状況に応じて一

定期間生活する施設として、重要な役割を果たすものです。避難所で提供する主な生活支援には、次のようなものがあり、住民自治協議会・自主防災組織は各班で必要に応じた対応が求められます。

分野・項目	避難所の機能・役割	考慮すべき事項
安全・生活等	安全の確保	災害発生直前又は直後において、安全な施設に、迅速かつ確実に避難者を受入れ、避難者の生命・身体を守る。
	食料・生活物資の提供	食料や飲料水の供給、被服・寝具等を提供する。
	生活場所の提供	家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって、生活の場を提供する。
保健・医療・衛生	健康の確保	避難者の健康状態に応じて、救急搬送、医療機関への受診、福祉施設への入所、福祉避難所や避難所内の福祉スペース等による福祉的な配慮等を行い、避難所生活に起因する災害関連死の防止に努める。
	トイレ等の衛生的な環境の提供	避難者が生活を送る上で必要となるトイレ、風呂・シャワー、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を維持する。

分野・項目		避難所の機能・役割	考慮すべき事項
情報・コミュニティ	情報の提供・交換・収集	避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行う。 避難者の安否や被災状況、要望等に関する情報を収集し、行政等外部へ発信する。	時間の経過とともに、必要とされる情報の内容は変化することに留意する必要がある。
	コミュニティの維持・形成	避難している近隣の住民同士が、互いに励まし合い、助け合いながら生活することができるよう従前のコミュニティを維持したり、新たに避難者同士のコミュニティを形成する。	コミュニティの維持・形成は、避難の長期化とともに重要性が高まるため、避難所のルールや良好な関係を維持できるよう調整に努める。
災害弱者・性別・年代・健康状態への配慮		高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者、帰宅困難者、災害孤児など様々な立場の人が混在する避難所において、必要なときに必要な支援が適切に受けられるよう配慮する。	
女性への配慮		避難所運営の主要な業務を男女共同で行うとともに、女性への暴力や性犯罪を防ぎ、安心して避難所生活を送ることのできる安全な環境を確保するため、できる限り配慮する。	
ペット対策		ペットを飼育する家庭が増えており、避難住民が避難所にペットを連れてくることが予想されるため、他の避難者とのトラブルを回避するよう、衛生面・鳴き声・糞尿・臭いなどに配慮する。なお、盲導犬、介助犬、聴導犬はペットには当たらないため、避難所内への同伴ができるが、要配慮者として専用のスペースを確保するなど、他の避難者へ配慮する。	

■ 避難所の開設

災害が発生し、避難者を受入れる必要がある場合、市は避難所を選定・開設します。その際、市は開設職員を避難所へ派遣し、そのうちの1名を避難所責任者とします。

避難所責任者：市職員
 避難所補助者：避難者中の自主防災組織
 避難所所在地の住民自治協議会、自主防災組織
 施設管理者

しかし、大規模な災害の場合には、市職員の到着が遅れる可能性があります。このようなときには、上記の避難所補助者が避難所の開設を行うのが効果的です。次に示した「避難所開設までの流れ」を見て、手順を把握しておきましょう。

施設の開設と安全確認

まず、外観から施設に避難所として安全

かを確認します。

地震の場合は、建築士による応急危険度判定が必要となる場合があります。

次に、施設内を確認します。散乱物、落下物、割れた窓ガラス、ガス漏れ等々に気をつけながら、避難所として安全かを確認します。

災害により施設が被害を受けている場合や被害を受ける危険性を確認した場合、またガス漏れ等により安全でない場合は、その施設を避難所として開設することはやめましょう。その場合は、別の施設を避難所とするため、市と対応を協議し、避難者を別の施設へ誘導してください。

施設の安全確認が済むまでの間は、避難者は校庭などで待機することになりますので、避難者の皆さんに周知しておきましょう。安全が確認できたら、避難所入口の鍵を開け、避難者を受け入れます。

○避難所開設までの流れ

①施設の安全を確認する

- ・施設の被災状況（建物のゆがみ、傾斜、壁や柱の亀裂、屋根の破損等）
- ・今後の被災の可能性（倒壊、土砂災害、浸水等）
- ・窓ガラスや機械類の破損状況
- ・ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の状況



②施設の開錠

- ・施設の鍵を持っている施設管理者等が、避難所入口を開錠



③施設管理者との確認

- ・施設職員の協力体制
- ・避難所として使用できるスペース、教室等
- ・利用可能な施設の備品
- ・テレビやラジオの使用



④避難所の区域設定

- ・立入禁止区域の設定
- ・避難者居住区域の確保
- ・体調不良者、要配慮者等の専用スペース（部屋）の確保
- ・共用スペース（テレビやラジオ、食事や物資の配布場所、掲示板、更衣室、ごみ箱等）の設定
- ・事務所（受付、無線や電話、スタッフの私物管理等）の設置
- ・仮設トイレ、仮設シャワー等の設置
- ・ペットの飼育スペースの設定



⑤避難者の受入れ

- ・検温、健康チェックシートの記入依頼（感染症対策が必要な時期）
 - ・避難者名簿の記入依頼（混雑時は健康チェックシートで代用）
- ※感染症の陽性者が避難してきたときは、市保健所へ連絡し、その指示に従う。

施設管理者との確認

避難所の開設作業に移る前に、避難所責任者を交えて、施設管理者と体制や施設の利用等について事前に確認しておきましょう。

また、避難者が居住地の被災状況等を確認できるよう、テレビやラジオを施設管理者から借りて設置します。

避難所の区域設定

○立入禁止区域の設定

施設の被害等による危険な箇所や、施設の器具置き場などを立入禁止区域として指定し、誰にでも分かるようロープを張ったり、机等を置き、「立入禁止」の掲示をします。

○避難者居住区域の確保

この作業は、状況により避難者にも協力を求めます。

あまりにも多くの避難者が狭い空間に収容されると、混乱が発生しやすいので、1人あたり最低でも2m²（私物を置いて寝ることができる広さ）は確保するように努めてください。また、トイレに近く、段差のない場所を要配慮者のスペースとして確保します。

○共用スペースの設定

避難所運営に必要な共用スペースを設定します。その機能が分かるように、「女性更衣室」などの看板を掲示します。

○事務所の設置

避難所の入口に受付を設置します。また、事務所にはスタッフが常駐し、通信機器、金庫、各種台帳など必要な備品を準備します。

50

○食事（飲み物を含む）の支援

災害発生後1～3日は、避難者が持参した食料や防災備蓄倉庫の備蓄食料を主体とし、不足分を流通備蓄協定業者等からの調達品で補います。

なお、自宅が被災していない等、支援が必要ない方へは食事を提供しません。

それ以降は、市が、応援協定企業等から主食・副食品・粉ミルク・弁当などを調達し、必要があれば避難所での炊き出しを行い、避難者に提供します。

また、食事の支援が必要な避難者を、ネームプレート等により把握します。

○炊き出しの実施

備蓄、購入、支援等により食材の調達が可能な場合は、避難所運営委員会が炊き出しを行います。

市災害対策本部と打合せを行ったうえで行ってください。

- ・利用可能な機材
- ・使える食材の種類・量
- ・飲料水の確保
- ・炊き出しを実施する場所、時間
- ・炊き出しの量（何人分か）
- ・炊き出しの内容（献立）



情報の伝達

避難者は、自宅や家財等の被害の不安、また親戚等への安否連絡不能など、精神的に不安定な状況にあります。

このため、むやみに混乱を招かないよう、避難者が知りたいと思う情報を正確に伝え

ることが重要です。

行政連絡区や自主防災組織の代表者は、避難所運営委員として、次の方法により情報が避難者に伝達できるよう措置します。その際には、要配慮者に配慮するとともに、不在者に対してはメモを残すなど、全員に伝わるよう留意します。

伝達方法

定時の連絡情報：掲示板

臨時の連絡情報：場内放送や拡声器等

また、避難者が知りたい情報により早くアクセスできるよう、避難者からの質問が多いものを取りまとめ、回答できる質問については回答し、回答ができない質問についても見通しや状況説明等を伝えます。少しの情報でも安心するものです。

避難所運営上の取り決め事項

避難所生活を円滑に運営するにあたって、次のような取り決め事項を定めておく必要があります。

避難所運営上の取り決め事項

- ・掃除の順番
- ・トイレ清掃の順番
- ・ゴミ出しの順番
- ・炊き出し実施の順番
- ・夜間見回りの順番
- ・配食の順番
- ・その他必要な仕事の順番

生活ルール

多くの避難者が、厳しい生活環境の中でより快適な共同生活を送るためには、最小限の生活ルールを定め、避難者全員で守ることが必要となります。

次の例を参考に、生活ルールを決めましょう。

○避難所生活ルール例

①生活の時間

- ・起床時間 6:30
- ・消灯時間 22:00
- ・食事時間 朝 7:00、昼 12:00
晩 19:00
- ・清掃時間 9:00 から協力して実施

②生活の基本

- ・各自の要望は組長を通して行う
- ・屋内は土足厳禁とする
- ・所持品や貴重品は各自で管理する
- ・弁当などの食べ残しは必ず処分する
- ・飲酒は他の人の迷惑にならない程度にする
- ・立入禁止区域には勝手に入らない
- ・避難所から転出する際には、行き先などを必ず届け出る

③場所を決めて行うこと

- ・喫煙は室外の指定場所で行い、吸い殻の後始末を必ず行う
- ・携帯電話は指定の場所で使用し、消灯時間以降はマナーモードにする
- ・ペットは指定場所で飼育し、居住区域には連れ込まない

④水や物資の管理

- ・飲料水や食料などの物資は、所定の場所に集め衛生面に気をつけて管理する

⑤仮設トイレ

- ・利用者のマナーを徹底する
- ・トイレットペーパーを補充しておく
- ・消毒剤を定期的に補充しておく

⑥ごみ処理

- ・ごみは決められた場所に集める
- ・ごみの分別は厳守する
- ・カラスなどに荒らされないように、ネットなどの中にごみを入れておく

⑦洗濯機、物干し場

- ・洗濯機や物干し場の使用は日中に限る
- ・洗剤は適正量の使用を守る
- ・女性の洗濯物が男性避難者や支援者等に見られないようにする。

⑧車中での避難生活

- ・車中での避難生活は原則禁止
- ・やむをえず車中で避難生活をする際には、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒に十分注意する

Ⅳ. 応急活動

1. 初期消火

大規模な地震発生時には、建物の倒壊、火災の同時多発、道路渋滞、水道管の損傷等により、消防機関の活動が著しく制限されます。このため、出火の防止に万全を期すとともに、万一出火した際には、自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行う必要があります。

■ 出火防止

地震が発生したら、次の行動をとるよう住民に周知徹底してください。

- ・地震の揺れが収まったら、速やかに使用中の火を消す
- ・避難するときには、ガスコンロ等の元栓を閉め、電気のブレーカーを落とす
- ・たばこの吸い殻から火が出る場合があるので、灰皿を確認し水で確実に火を消す

■ 初期消火の実施

地域内で出火した場合は、まず、消防機関に出火場所と状況を通報します。通報と並行して、消火用の資機材を持って現場に向かいます。

まず、消火器を使用して消火にあたります。消火器の使用方法に従って、あわてずに消火活動を行いましょう。

消火器を使用しても消せないほど拡大した火災は、バケツリレーや消火栓を使用した消火活動を行います。必要な人材と機材を準備し、消火活動を開始してください。

火災が拡大して危険となった場合には、消火活動を中止して安全なところまで退避してください。その後の措置は、消防機関

に任せます。

なお、消火活動をしている途中に消防機関が到着した場合は、消防機関の指示に従ってください。

■ 火元別初期消火のコツ

○油なべ 慌てて水を掛けるのは厳禁。ガスの元栓を閉め、消火器がなければ、大きなふたをかぶせるか、濡らしたシーツ等を手前から掛け、空気を遮断する。	
○電気製品 いきなり水を掛けると感電の危険がある。コンセントからプラグを抜き（できればブレーカーも落とす）、消火器で消火する。	
○石油ストーブ 消火器で消し止めるか、毛布などをかぶせ、その上から水を掛け消火する。	

○衣類

すぐに水をかぶるか、床や地面を転げ回り、火を消す。すぐ脱げるものは脱いで足で踏み消す（フリースなど化繊のものは燃え広がるのが速いので要注意）。



○カーテン

天井に燃え移るおそれがあるので、まず力まかせに引きちぎり床に落とし、毛布や布団で一時的に炎をおさえて水をかける。



○風呂場

消火器や水を準備して、少しずつ戸を開けて消火する。いきなり戸を開けると空気が補充されるため、火の勢いが強まる危険がある。



2. 救出

災害が発生すると、建物倒壊や落下物等により多数の負傷者が発生し、救出が必要な事態が生じます。自主防災組織は、対応可能な範囲で、倒壊物やガレキの下敷きになった人を、資機材を使用して救出にあた

ります。

救出にあたっての訓練実施方法やポイントは、「防災訓練実施マニュアル」をご覧ください。

3. 応急救護

災害時には、救急車の出動要請が同時に集中し、119番が「話中」となったり、出動した救急車も建物倒壊による通行不能や道路混雑のため、思うように活動できない場合があります。このため、自主防災組織が中心となり、災害で負傷した人に対して

応急手当を行ったり、病院へ搬送する等の支援を行います。

応急手当に関する詳細は、「防災訓練実施マニュアル」をご覧ください。

第5章 復旧・復興時の活動

1. 救済措置等の情報周知

■ 復旧期の住民自治協議会・自主防災組織の役割

災害復旧への対策は、事前に用意されている基本的な支援制度と、災害の実状に併せて行われる支援制度の二本立てで行われます。

市は、広報紙、ホームページなど、様々な広報手段によって、これらの支援制度に関する情報を被災された方にお知らせします。また、市役所に市民相談窓口を設置し相談に応じるほか、相談員が支所において臨時相談を行います。

住民自治協議会や自主防災組織の皆さんは、すべての被災された方にこれらの情報が伝わるよう、周知等の協力をお願いします。

■ 罹災証明書の発行

災害によって家屋が被害を受けた際には、被災者の申請に基づき「罹災証明書」が発行されます。公的又は民間の様々な救済措置を利用するにあたって「罹災証明書」が必要な場合は、申請してください。

■ 主な支援制度

災害に見舞われた際の経済・生活面の支援に関する制度には、次のようなものがあります。この他、住まいの確保・再建のための支援、中小企業・自営業への支援に関する制度などもあります。

○被災者支援に関する各種制度¹⁵

被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度
親や子ども等が死亡した	・災害弔慰金
負傷や疾病による障害が出た	・災害障害見舞金
当面の生活資金や生活再建の資金が必要	・被災者生活再建支援制度 ・災害援護資金 ・生活福祉資金制度による各種貸付 ・母子父子寡婦福祉貸付金 ・年金担保貸付、労災年金担保貸付 ・恩給担保貸付
子どもの養育・就学を支援してほしい	・教科書等の無償給与 ・特別支援学校等への就学奨励事業 ・小・中学生の就学援助措置 ・高等学校授業料等減免措置 ・高校生等奨学給付金 ・高等教育の修学支援新制度 ・大学等授業料等減免措置 ・国の教育ローン ・緊急採用奨学金 ・児童扶養手当等の特別措置
税金や保険料等の軽減や支払猶予等をしてほしい	・市税、県税の特別措置 ・国税の特別措置 ・医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等 ・国民年金保険料の免除等 ・障害福祉サービス等の利用者負担金の減免 ・公共料金・使用料等の特別措置 ・放送受信料の免除 ・被災者の債務整理支援
生活に困窮している	・生活保護 ・生活困窮者自立支援制度

¹⁵被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府）

離職後の生活を支援してほしい	・未払賃金立替払制度
離職時の生活を支援してほしい	・雇用保険の失業等給付
再就職を支援してほしい	・ハロートレーニング（公的職業訓練）

就職活動を支援してほしい	・職業転換給付金の支給
法的トラブルの解決方法を知りたい	・法的トラブル等に関する情報提供 ・弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度

2. 災害ボランティア等について

■ 被災地でボランティアとして協力する

別の地域が被災した際に、防災の知識を活かして役に立ちたいと思った場合には、災害ボランティアに参加すると良いでしょう。

被災地においては、地元の社会福祉協議会や NPO などを中心となり、災害ボランティアセンターを立ち上げて、被災者のニーズの把握やボランティアの受入れを行います。

災害ボランティアとして活動する際には、以下の留意点に注意してください。

○災害ボランティア活動の際の留意点

- ・災害ボランティアセンターを経由して活動に参加する
- ・ボランティアの受入れ状況について、事前に被災地の社会福祉協議会などのホームページで確認する
- ・事前に地元の社会福祉協議会でボランティア保険に加入する
- ・交通手段、活動中の飲食物、宿泊場所は自分で確保する
- ・活動用の服、長靴、マスク、軍手等は自分で持参する

■ 義援物資や義援金について

義援物資は、受入れに際して被災地のニーズと合わないことや、仕分け作業の負担が大きいことから、近年は、個人からの小口の義援物資の受入れをしないこととなっております。

このため、被災地への支援は、義援金で行うようにしてください。